

(意見書案第 29 号)

景気対応緊急保証制度の継続を求める意見書

本年 2 月から始まった「景気対応緊急保証制度」は、金融機関が行う中小企業向け融資を信用保証協会が 100%保証する制度で、原則すべての業種が対象である。保証枠 36 兆円に対して 23 兆円、約 127 万社が利用しており、「これで何とか年が越せる。商売が続けられる。」と喜ばれている。ところが、政府は来年 3 月末でこの制度を打ち切り、小口零細企業保証等に切りかえるとして国の補正予算では「借換保証」を拡充としている。

しかし、小口零細企業保証では対象は限られ、従業員や保証残高等の要件から外れると一般保証になってしまう。一般保証になると、部分保証となるため金融機関が融資を拒否するケースがふえることが予想され、中小企業の資金繰りの命綱が奪われてしまう。

本制度の打ち切りは、政府が決めた「中小企業憲章」にも逆行するものである。

今、政府がすべきことは、中小企業の仕事起こし、金融支援、将来の展望が持てる中小企業支援策を抜本的に強化することである。

とりわけ、金融政策では責任共有制度を廃止し、全額保証に戻すことである。

よって、政府においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 景気対応緊急保証制度を継続すること。
- 2 信用保証協会の責任共有制度を廃止し、全額保証に戻すこと。
- 3 中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会

内閣総理大臣  
金融担当大臣  
経済産業大臣  
中小企業庁長官

} 宛